# 国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則	本則	
第5章 開示、訂正及び利用停止	第5章 開示、訂正及び利用停止	
第1節 開示	第1節 開示	
(保有個人情報の開示義務) 第16条 本学は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが	
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)	
(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次	
イ~へ (略)	イ~へ (略)	
ト <u>国若しくは地方公共団体が経営する企業、</u> 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を 害するおそれ	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業 法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそ れ	
様式第1号	様式第1号	
保有個人情報開示請求書	保有個人情報開示請求書	
[別紙参照]	[別紙参照]	
様式第2号	様式第2号	
保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知) [別紙参照]	保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知) [別紙参照]	
様式第3号	様式第3号	
保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]	保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]	

### 様式第13号

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知) [別紙参照]

## 様式第 15 号

保有個人情報訂正請求書

「別紙参照】

# 様式第 16 号

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知) 「別紙参照]

### 様式第17号

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知) 「別紙参照]

# 様式第 25 号

保有個人情報利用停止請求書「別紙参照」

### 様式第 26 号

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知) 「別紙参照]

# 様式第 27 号

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知) [別紙参照]

附 則 (25 規程第 23 号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 様式第13号

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知) [別紙参照]

## 様式第 15 号

[別紙参照]

保有個人情報訂正請求書

# 様式第 16 号

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知) 「別紙参照]

# 様式第 17 号

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知) 「別紙参照]

# 様式第 25 号

保有個人情報利用停止請求書 「別紙参照]

### 様式第 26 号

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知) 「別紙参照]

# 様式第27号

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知) 「別紙参照]

現行	改正案	備考
様式第1号	様式第1号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	
保有個人情報開示請求書	保有個人情報開示請求書	
国立大学法人東京農工大学長 殿	国立大学法人東京農工大学長 殿	
氏 名:	氏 名:	
住所又は居所:	住所又は居所:	
TEL	TEL	
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1	
項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。	項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。	
記	記	
1~3 (省略)	1~3 (省略) (現行どおり)	
4 本人確認等	4 本人確認等	
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人	ア開示請求者□本人□法定代理人	
イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険	イ 請求者本人確認書類 □運転免許証 □健康保険	
被保険者証 □ <u>外国人登録証明書</u> □ <u>住民基本台帳カード</u>	被保険者証 □ <u>在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書</u>	
□その他(  )	<u>類とみなされる</u> 外国人登録証明書 □住民基本台帳カード <u>(住所記</u>	
	<u>載のあるもの)</u> □その他( )	
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添	※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を	
<u>付してください。</u>	添付してください。	
ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合のみ記載してくださ	ウ 本人の状況等 (法定代理人が請求する場合のみ記載してくださ	
<u>  [v]                                   </u>	<u>  [v]                                   </u>	
	3	

①本人の状況 □未成年者( 年 月 日 生) □成年被	①本人の状況 □未成年者 ( 年 月 日 生) □成年被
後見人	後見人
②本人の氏名 (ふりがな)	②本人の氏名(ふりがな)
③本人の住所又は居所	③本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出	エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出
してください。	してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □そ	請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □そ
の他 ( )	の他 ( )
*以下は、大学で記入・押印	*以下は、大学で記入・押印
(手数料受領 (請求書受付 備 考	(手数料受領 (請求書受付 備 考
印) 印)	印) 印)
(詳細は、裏面をご参照ください。)	(詳細は、裏面をご参照ください。)
様式第1号「保有個人情報開示請求書」裏面	様式第1号「保有個人情報開示請求書」裏面
1~4 (省略)	$1 \sim 4$ (省略) (現行どおり)
5 「本人確認等」	5 「本人確認等」
(1) 窓口来所による開示請求の場合:本人確認のため、独立行政法	(1)窓口来所による開示請求の場合:本人確認のため、独立行政法
人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に定め	人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条に定め
る運転免許証、健康保険の被保険者証、 <mark>外国人登録証明書</mark> 、住民	る運転免許証、健康保険の被保険者証、 <u>在留カード又は特別永住</u>
基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出し	者証明書(これらの書類とみなされる) 外国人登録証明書)、住民基
てください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な	本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出して
場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の<	ください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場
本件お問合せ先>にご相談ください。	合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の<本

- (2)送付による開示請求の場合:上記1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。
- (3) (省略)

件お問合せ先>にご相談ください。

- (2)送付による開示請求の場合:上記1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。
- (3) (省略) (現行どおり)

様式第2号

農工大総第 号平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分及びその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日

様式第2号

農工大総第 号 平成 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人東京農工大学長

囙

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示・部分開示)
- 2 不開示とした部分及びその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して 異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知っ

の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日か ら起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなく なります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った目から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3~4 (省略)

様式第2号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」裏面 | 様式第2号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」裏面

 $1 \sim 3$ (省略)

3 (省略)

た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の 翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが できなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事 件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定が あったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学 を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起するこ とができます(なお、決定があったことを知った目から6か月以内 であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの 訴えを提起することができなくなります。)。

3~4 (省略)

 $1 \sim 3$ 

(省略) (現行どおり)

4 (省略) (現行どおり)

<b>松十</b> 佐 9 日	株十巻の日
様式第3号	様式第3号
農工大総第 号	農工大総第 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(開示請求者) 様	(開示請求者) 様
国立大学法人東京農工大学長	国立大学法人東京農工大学長
印	印
保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)	保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)
平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報について	平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報について
は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第	は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第18条第
2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定しまし	2項の規定に基づき、下記のとおり全部を開示しないことに決定しまし
たので通知します。	たので通知します。
記	記
開示請求に係る保有個人	開示請求に係る保有個人
情報の名称等	情報の名称等
開示をしないこととした	開示をしないこととした
   理由	理由

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

様式第13号

農工大総第 号平成 年 月 日

様式第13号

農工大総第 号平成 年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

(あなた、貴社等)から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定に基づき通知します。

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

記

開示請求に係る保有個人					
情報の名称等					
開示することとした理由					
開示決定をした日	平成	年	月	日	
開示を実施する日	平成	年	月	月	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日か (反対意見書を提出した第三者) 様

国立大学法人東京農工大学長

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

(あなた、貴社等)から平成年月日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第23条第3項の規定に基づき通知します。

記

開示請求に係る保有個人					
情報の名称等					
開示することとした理由					
開示決定をした日	平成	年	月	日	
開示を実施する日	平成	年	月	日	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌 ら起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して 異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の 翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが できなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

# <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課

TEL 042-367-@@@@

様式第15号	様式第15号
保有個人情報訂正請求書	保有個人情報訂正請求書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
国立大学法人東京農工大学長 殿	国立大学法人東京農工大学長 殿
(ふりがな)	(ふりがな)
氏 名:	氏 名:
住所又は居所:	住所又は居所:
TEL	TEL
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第28条第1
項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。	項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。
記	記
訂正請求に係る保有個 平成 年 月 日	訂正請求に係る保有個 (省略) (現行どおり)
人情報の開示を受けた	人情報の開示を受けた
日	B
開示決定に基づき開示 (省略)	開示決定に基づき開示 (省略) (現行どおり)
を受けた保有個人情報	を受けた保有個人情報
訂正請求の趣旨及び理 (省略)	訂正請求の趣旨及び理 (省略) (現行どおり)
由	自由
1 (省略)	1 (省略) (現行どおり)
2 請求者本人確認書類	2 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証 □外国人登録証明書	□運転免許証 □健康保険被保険者証 □ <u>在留カード、特別永</u>
□住民基本台帳カード	<u>住者証明書又はこれらの書類とみなされる</u> 外国人登録証明書 口住
□その他( )	民基本台帳カード <u>(住所記載のあるもの)</u>

※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。

3 (省略)

4 (省略)

様式第15号「保有個人情報訂正請求書」裏面

1~5 (省略)

- 6 本人確認書類等
- (1)窓口来所による訂正請求の場合:本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の<本件お問合せ先>にご相談ください。
- (2)送付による訂正請求の場合:上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) (省略)

□その他 ( )

※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し<u>等</u>を添付してください。

3 (省略) (現行どおり)

4 (省略) (現行どおり)

様式第15号「保有個人情報訂正請求書」裏面

 $1 \sim 5$  (省略) (現行どおり)

- 6 本人確認書類等
- (1)窓口来所による訂正請求の場合:本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる</u>外国人登録証明書)、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の<本件お問合せ先>にご相談ください。
- (2)送付による訂正請求の場合:上記(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。
- (3) (省略) (現行どおり)

		1		
様式第16号		様式第16号		
	農工大総第 号		農工大総第 号	
	平成 年 月 日		平成 年 月 日	
(訂正請求者) 様		(訂正請求者) 様		
	国立大学法人東京農工大学長		国立大学法人東京農工大学長	
	印		印	
保有個人情報の	訂正をする旨の決定について (通知)	保有個人情報の	訂正をする旨の決定について (通知)	
平成 年 月 日付け	で訂正請求のあった保有個人情報については、	平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、		
独立行政法人等の保有す	る個人情報の保護に関する法律第30条第1項	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第1項		
の規定に基づき、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。		の規定に基づき、下記のと	とおり訂正することと決定したので通知します。	
記			記	
訂正請求に係る保有個		訂正請求に係る保有個		
人情報の名称等		人情報の名称等		
訂正請求の趣旨		訂正請求の趣旨		
訂正決定をする内容及	(訂正内容)	訂正決定をする内容及	(訂正内容)	
び理由		び理由		
	(訂正理由)		(訂正理由)	

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

様式第17号	様式第17号	
農工大総第一号	農工大総第一号	
平成 年 月 日	平成 年 月 日	
(訂正請求者) 様	(訂正請求者) 様	
国立大学法人東京農工大学長	国立大学法人東京農工大学長	
印	印	
保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)	保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)	
平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、	平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、	
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第30条第2項	
の規定に基づき、訂正しない旨を決定したので、下記のとおり通知しま	の規定に基づき、訂正しない旨を決定したので、下記のとおり通知しま	
す。	す。	
記	記	
訂正請求に係る保	訂正請求に係る保	
有個人情報の名称	有個人情報の名称	
等 	等 	
訂正をしないこと	訂正をしないこと	
とした理由	とした理由	

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

様式第25号	様式第25号
保有個人情報利用停止請求書	保有個人情報利用停止請求書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
国立大学法人東京農工大学長 殿	国立大学法人東京農工大学長 殿
(ふりがな)	(ふりがな)
氏 名:	氏 名:
住所又は居所:	住所又は居所:
TEL	TEL
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第36条の規 定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用の停止を請求します。 記	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第36条の規 定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用の停止を請求します。 記
ii.	μu
利用停止請求に係る保 (省略)	利用停止請求に係る保 (省略) (現行どおり)
有個人情報の開示を受	有個人情報の開示を受
けた日	けた日
開示決定に基づき開示 (省略)	開示決定に基づき開示 (省略) (現行どおり)
を受けた保有個人情報	を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及 (省略)	利用停止請求の趣旨及 (省略) (現行どおり)
び理由	び理由
1 (省略)	1 (省略) (現行どおり)

2 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証 □ <u>外国人登録証明書</u>
□住民基本台帳カード
□その他 ( )
※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付し
てください。
3 (省略)
4 (省略)
(詳細は、裏面をご参照ください。)
様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-1

(省略)

 $1\sim5$ 

様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-2

- 6 本人確認書類等
  - (1)窓口来所による利用停止請求の場合:本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記の<本件お問合せ先>にご相談ください。

2	請求者本人確認書類
---	-----------

□運転免許証 □健康保険被保険者証 □<u>在留カード、特別永</u> 住者証明書又はこれらの書類とみなされる 外国人登録証明書 □住 民基本台帳カード<u>(住所記載のあるもの)</u>

□その他 ( )

※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し<u>等</u>を添付 してください。

3 (省略) (現行どおり)

4 (省略) (現行どおり)

(詳細は、裏面をご参照ください。)

様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-1

 $1 \sim 5$  (省略) (現行どおり)

様式第25号「保有個人情報利用停止請求書」裏面-2

- 6 本人確認書類等
- (1)窓口来所による利用停止請求の場合:本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条に定める運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>在留カード又は特別永住者証明書(これらの書類とみなされる</u>外国人登録証明書)、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載された書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に該当するか不明な場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、事前に下記

- (2)送付による利用停止請求の場合:上記(1)の本人確認書類を 複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登 録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたも のに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人 登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物 による提出は認められません。
- (3) (省略)

- の<本件お問合せ先>にご相談ください。
- (2)送付による利用停止請求の場合:上記(1)の本人確認書類を 複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登 録原票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたも のに限る。)を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人 登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物 による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合 は、開示請求窓口に事前に相談してください。
- (3) (省略) (現行どおり)

農工大総第 号	農工大総第 号
平成 年 月 日	平成 年 月 日
(利用停止請求者) 様	(利用停止請求者) 様
国立大学法人東京農工大学長	国立大学法人東京農工大学長
印	印
保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)	保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)
平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報について	平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報について
、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第	は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第
項の規定に基づき、利用停止することに決定したので、下記のとおり	1項の規定に基づき、利用停止することに決定したので、下記のとおり
知します。	通知します。
記	記
利用停止請求に係	利用停止請求に係
る保有個人情報の	る保有個人情報の
名称等	名称等
利用停止請求の趣	利用停止請求の趣
É	旨
(利用停止決定の内容)	(利用停止決定の内容)
利用停止決定をす	利用停止決定をす
る内容及び理由 (利用停止決定の理由)	る内容及び理由 (利用停止決定の理由)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があった ことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの訴え を提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6 か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消 しの訴えを提起することができなくなります。)

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律 第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌 日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して 異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の 翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが できなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

#### <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者名)

TEL 042-367-@@@@

様式第27号	様式第27号	
農工大総第 号	農工大総第一号	
,,, , ,, ,,, ,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,		
平成 年 月 日	平成 年 月 日	
(利用停止請求者) 様	(利用停止請求者) 様	
国立大学法人東京農工大学長	国立大学法人東京農工大学長	
印	印	
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)	保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)	
平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報について	平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報について	
は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第	は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第39条第	
2項の規定に基づき、利用停止をしないことに決定したので、下記のと	2項の規定に基づき、利用停止をしないことに決定したので、下記のと	
おり通知します。	おり通知します。	
記	記	
利用停止請求に係	利用停止請求に係	
る保有個人情報の		
名称等	名称等	
利用停止をしない	利用停止をしない	
こととした理由	こととした理由	
CCC O/CÆE		
<ul><li>※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第</li></ul>	※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律	
160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日か		
- 100ヶ戸の尻疋により、この仄疋がめつたことを却つた目の笠目が	第100万/ の規定により、この伏足がめつにことを知りに目の笠	

ら起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学学長に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件 訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があっ たことを知った日から6か月以内に本学を被告として処分の取消しの 訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日 から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

## <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者氏名)

TEL 042-367-@@@@

FAX 042-367-×××× e-mail \*\*\*@cc.tuat.ac.jp

日から起算して60日以内に、国立大学法人東京農工大学に対して 異議申立てをすることができます(なお、決定があったことを知っ た日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の 翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることが できなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に国立大学法人東京農工大学を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

# <本件お問合せ先>

東京都府中市晴見町3-8-1

国立大学法人東京農工大学総務部総務課 (担当者氏名)

TEL 042-367-@@@@